

「登録確定事業者」認定について

国際条約であるSOLAS（海上人命安全）条約の改正を受け、関係法令（船舶安全法関係省令の「特殊貨物船舶運送規則」及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」の改正、「海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示」の制定）の公布・施行に伴い、国土交通省より「登録確定事業者」として認定されました。今後は海上輸送コンテナへの輸出貨物搭載に伴う総重量確定業務が可能になり、海上輸送を含む国際貨物取扱いをさらに幅広く行うことができるようになりました。

国土交通省ホームページ/[改正SOLAS条約関連URL]

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html

【登録番号】

JP-16-11-A-0-1415

【登録年月日】

2016年11月4日